

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに

旧姓(旧氏)が併記できます!

住民票にも旧姓(旧氏)欄が!

ここに旧姓! 入ります!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!

ここに旧姓! 入ります!

カードをお持ちの方は追記欄に旧姓が追記されます(記載例)

旧氏 令和元年11月5日

ここに旧姓! 入ります!



旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き使えます!



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!

